

奥州市移住支援補助金（地方就職支援金）交付申請に関する誓約事項

- 1 奥州市及び岩手県から補助金に関する報告又は立入調査について求められた場合は、それに応じます。
- 2 次の各号のいずれかに該当した場合は、市へ速やかに報告するとともに、奥州市移住支援補助金交付要綱に基づき、補助金の全額を返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合
 - (2) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - (3) 補助金の申請日から1年以内に奥州市に転入しなかった場合
 - (4) 補助金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く）
 - (5) 転入日（ただし、住民票を移さず転出していた者については、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から1年以内に市外へ転出した場合